平成３０年（フ）第５５号
岩手県滝沢市土沢519番地１　ソレイユ参番館202号
債務者　吉田　莉沙
１　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第８７号
川崎市川崎区貝塚２丁目７番12号　金子方、住民票上の住所川崎市川崎区貝塚１丁目３番19―903号　ハイネス貝塚
債務者　畑　ツル子
１　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１００号
奈良県生駒郡三郷町勢野北１丁目６番30号
債務者　有本　昌雄
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１１１号
奈良市朱雀６丁目21番地の２　ハイツゲラン202号
債務者　浅見喜美雄
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１６３号
広島県安芸郡熊野町城之堀９丁目６番５号
債務者　小野　優子
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６号
香川県木田郡三木町大字氷上398番地２　三好ハイツ北棟―５
債務者　溝渕　寿大
１　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４３５号
福岡県大野城市仲畑１丁目29番７号
債務者　杉本　早苗
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４５０号
福岡市東区千早２丁目36番５号
債務者　吉岡　浩幸
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４５２号
福岡県糸島市高田５丁目16番27号
債務者　仲尾　文枝（旧姓川口）
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４６７号
福岡県春日市春日原南町４丁目37番地24　シティハイムアブリル101号
債務者　小副川　歩（旧姓木本）
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４７０号
福岡県宗像市赤間１丁目５番１―105号
債務者　鐘井　幸代
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４７２号
福岡市中央区高砂１丁目21番７号
債務者　平田　令明
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４７４号
福岡県筑紫郡那珂川町道善５丁目66番６号
債務者　桂　寛四郎
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４７５号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東２丁目５番16―303号　サンセール長者原
債務者　森本　和博
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４７６号
福岡県筑紫野市岡田２丁目12番地８　パークサイド芙美101号
債務者　中村ひろみ（旧姓本村）
１　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４７７号
福岡市西区愛宕１丁目30番17号
債務者　坂口　和子
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４８０号
福岡県大野城市下大利団地14番504号
債務者　楢崎　英子
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部